

市川市史編さん専門員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市史の編さんを円滑に行うため本市に設置する市史編さん専門員（以下「専門員」という。）の委嘱、身分、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第2条 市長は、市史編さん等について識見を有する者を専門員として4人委嘱する。

2 専門員の委嘱期間は、1年とする。 （以下、省略）

3 前項の規定は、専門員の再委嘱を妨げるものではない。 （以下、省略）

(身分)

第3条 専門員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第4条 専門員の職務は、次のとおりとする。

(1) 市川市史の編さんに関して必要な調査研究及び資料収集の計画を立案すること。

(2) 市史研究いちかわその他の付帯刊行物の編集に関して必要な調査研究及び資料収集の計画を立案すること。

(3) 前2号の計画の進捗状況を把握し、その管理又は調整を行うこと。

(4) 市川市史の編さんに関し職員に必要な指導及び助言を行うこと。

第5条～第11条 (省略)

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。